

熊本地震 復興予算の流用を繰り返すな



▲地震発生から2日目の熊本県益城町。復興予算の流用など絶対にあってはならない (EPA=時事)

熊本県益城町を震源に4月14日に発生した熊本地震は、その後も熊本・大分両県を中心に強い余震が続き、いまだ収束の見通しは立っていない。政府は今国会でのTPP関連法案の成立を断念。夏の参院選にあわせて実施が検討されていた総選挙も見送り、震災対応に集中する姿勢を見せている。今後、復旧・復興には多くの予算が投入されることになるだろう。一刻も早い対応に期待したい。そのうえで、東日本大震災のときのような無関係事業への流用がないよう、国民がしっかりと目を光らせなくてはならない。

「裏の予算」特別会計の謎

九州中部で震度5以上の地震が相次ぎ、熊本県などで大きな被害が続いていることを受け、政府は被災地の復旧を迅速に進めていくため「激甚災害」への指定を閣議決定する方向で調整に入った。激甚指定は、激甚災害法に基づき、道路や農地などの復旧費用の見込み額が基準を超過したときに、閣僚や学識経験者らによる中央防災会議の意見を聴いたうえで、政令で定めるものだ。指定されれば、通常の災害復旧国庫補助事業の補助金(6~8割程度)に1~2割程度が上積みされ、さらに復旧にかかる自治体の費用の政府援助も可能になる。

東日本大震災は2日後に激甚指定

その念を押すのも、2011年の東日本大震災のときの予算の使われ方がムチャクチャすぎたからにほかならない。今回の震災復興への「使われ方」の監視のためにも、当時の状況を振り返っておく必要があるだろう。

東日本大震災を引き起こした東北地方太平洋沖地震の発生から2日後の3月13日、民主党の

税金のブラックボックス化を許さない

菅直人政権はこれを激甚災害に指定。被災した農林漁業者への資金貸付融資枠が通常被害時の200万円から250万円に引き上げられるなどの措置がとられた。

地震から4カ月後の11年7月には復興基本方針を策定し、復興に必要な予算は5年間で19兆円、その後の10年間で23兆円に上ると試算。11月に復興財源法を成立させて臨時増税を決定し、復興特別所得税として2037年までの25年間にわたり課税されることとなった。

そして11年度には15兆円の予算が計上され、復興事業に着手していく。だが、このとき実際に被災支援にまわった金は9兆円で、残りの6兆円は翌年に新設された復興特別会計に繰り入れられることになる。この理由について政府は「一般会計に入って不透明になるのを避けるため」というものだったが、ただでさえ「裏の予算」と呼ばれて不透明さが指摘される特別会計である。その使われ方に不安を覚えた人も多かった。そして

案の定、各官庁が「好き放題」に使っていたことが、翌12年の通常国会に提出された復興予算明細書で明らかになる。莫大な臨時予算を手にした各官庁が「復旧・復興」の名のもとに初めに掛かったのは、それぞれの庁舎のリフォームだった。耐震の名のもと、衆参両院は7億円を改修費に投入。財務省はじめ多くの省庁が入る合同庁舎4号館は「官庁舎修繕費」として予算化した37億円のうちの12億円を充てて改修が企てられていた。これはさすがに国会で問題視されて一時凍結されたものの、12年末に政権奪取した自

民・公明両党により「施設整備費」と変名して、以前より高額の17億円で復活した。復興予算で武器・弾薬購入耐震工事と称した流用は税金を正しく扱ふべき財務省でも発覚。全国12署でリフォームなどに使われ、中には複数年次にわたって予算を計上し、ピカピカになった外装を訪れる納税者に見せつけた財務省もあつた。このほか各省庁の使い道では「武器・弾薬購入費」(防衛省)、「航空機購入費」(警察庁)など、どう考えても「復興」に結びつきにくいもののほか、被災地以外の道路建設や開発事業、さら

費」と変名して、以前より高額の17億円で復活した。復興予算で武器・弾薬購入耐震工事と称した流用は税金を正しく扱ふべき財務省でも発覚。全国12署でリフォームなどに使われ、中には複数年次にわたって予算を計上し、ピカピカになった外装を訪れる納税者に見せつけた財務省もあつた。このほか各省庁の使い道では「武器・弾薬購入費」(防衛省)、「航空機購入費」(警察庁)など、どう考えても「復興」に結びつきにくいもののほか、被災地以外の道路建設や開発事業、さら

霞が関と永田町に監視の目を!

に職員の「基本給」「通勤手当」として支払われるなど、まさにやりたい放題の状況が露呈した。こうした自由裁量が通ってしまったのは、予算が「特別会計」という中身の見えにくい財布に入ったことに加え、配分された予算が地方自治体や公益法人などを通じて復興関連基金としてプールされていたことも挙げられる。復興庁や財務省の管轄外となった基金は省庁による配分や事業中止といった指示を受けることがなくなり、さらに単年度予算の縛りからも解放された。その内実は完全にブラックボックス化した。(11面につづく)

社告

「平成28年熊本地震」被災地域の復旧・復興を支援してまいります

被災地域の皆様へのお見舞いと義援金募集のお知らせ このたびの「平成28年熊本地震」で亡くなられた方々および遺族の皆様にご心配をおかけいたします。また、被災された方々および関係者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

エヌピー通信社「納税通信」では、一般メディアが報じない中小企業経営者、税関関係者に影響するあらゆる角度からの復旧・復興に向けた情報を鋭意報道すること、被災地を支援してまいります。

現在、發送体制に大きな支障は発生していませんが、今後は一部被災地域への新聞發送が困難になることが予想されます。また、交通状況の混乱による一部地域への新聞配達遅延も予想されます。当社では緊急時シフトをもって影響を最小限にとどめるべく鋭意努力中ですので、読者の皆様のご理解をお願い申し上げます。

なお、エヌピー通信社では読者の皆様から頂戴している「納税通信」(「税理士新聞」)の購読料の一部を被災者支援のために義援金として拠出させていただきます。そのほか、左記の内容で義援金を募ります。

お寄せいただいた義援金は被災地の皆様のためにお使いいただけるよう当社が責任をもって関係機関にお届けいたします。読者の皆様の温かいご協力、ご理解をお願い申し上げます。

被災地の1日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

【義援金受入口座】

【銀行口座】三菱東京UFJ銀行 池袋東口支店 (普通) 1826977

(株)エヌピー通信社 災害義援金

(郵便口座) 払込書の場合 口座0016000 番号123949

(株)エヌピー通信社

※通信欄に災害義援金と明記ください

日本新聞協会 会員社 エヌピー通信社



火の見

人知の及ばない自然災害の恐さを改めて痛感した熊本地震。被災された方が1日でも早く平穏な時間を取り戻せるよう祈りたい。日本中から被災地を支援する動きが広がっている。いまだに収まらない揺れが静まった後も息の長い支援が必要だ。復興支援には当然ながら巨額な費用が必要になる。すでに消費税は10%税率への移行見送りの公算が強まり、一部では復興税の話も出ている。永田町、霞が関それぞれに思惑はさまざまだ。復興税なら文句は出ない。そんな安易な発想には強い違和感を覚える。実際に東日本大震災の復興増税では、被災地支援とは名ばかりの呆れた税の使い道がいくつも発覚した。国民の善意を愚弄する話だ。復興計画において邪魔になるのは意味のない前例や固定観念だ。手厚い支援をとって国民の総意を逆手にとって「一に増税、二に増税」では単なる無策と同じだ。地域を限定してすべての法制度に大幅な優遇策を設けるなど民間の力をフルに活用するような柔軟な発想が大事だ。所得税の寄付金控除についても一時的に上限撤廃するぐらいの大胆さが欲しい。まずは知恵を出すことからだ。

所長先生のハッピーリタイアを応援！
姉妹紙『税理士新聞』特別セミナー

10年、140件超の
仲介実績から分かった
事業承継 課題と対策

講師 エヌピー通信社 執行役員 事業承継支援室長 大滝 二三男

東京 5/25 水 八重洲 貸会議室プラザ八重洲
福岡 5/26 木 小倉 リファレンス小倉魚町

大阪 5/27 金 梅田 ハービスPLAZA6階
各会場とも13:30~15:30
事業承継支援室 検索

詳しくはエヌピー通信社「事業承継支援室」のホームページをご覧ください。

エヌピー通信社 事業承継支援室

0120-800-058 直通電話(平日9:00~18:00)

0120-613-336 直通FAX(24時間受付) e-mail(24時間受付)

0120-613-336 e-syoukei@np-net.co.jp

今回の提携により、メリービスの顧客はJOCと提携する税理士事務所から無料で税理士の紹介を受けることができ、さらに相談料が特別価格で利用可能となる。一方、JOCのクライアントである税理士事務所や中小企業は、メリービスの記帳代行サービスを最大1万円までの分が3カ月間無料で利用できるという。

税理士と中小企業のビジネスを促進

「一面の(きき) こうして流用されてしまった予算(税金)が何兆円に上るかはもう分からない。取り戻すことができないなら返還してもらいたい、現実にはすでに使われたか、まだストックされているのかも不明で、その把握は困難だ。予算を役所がブラックボックスに入れたら、もう二度とその姿を納税者が拝むことはできない。こうした結果、東北の復興はまだ途上で、避難所生活を余儀なくされている人は15万人を超える。

そして、「税の使い方」を見るとき、今回の災害では政治家の言動に気になる点が多い。菅義偉官房長官は地震発生直後の記者会見で、緊急事態条項を定めることについて「極めて重大な課題」と、改憲をほのめかしたが、この状況で発言すべきコメントかどうか問題視されている。自民党の党是である改憲が地震を契機に実現に向かうことを示唆したのなら、災害の政治利用とも受け取れるものだ。これは、おおよそ維新の会の片山虎之助共同代表が「政局の動向に影響を加えるこ

今回の地震では、多くの人が犠牲になり、そして現地には避難所で苦しんでいる人がいままもなくさんる。東日本大震災の過ちを繰り返さず、予算の早急かつ適正な活用のため、震が関にも永田町にも国民の厳しい目が常に注がれていかなければならない。

組み。常陽銀行はこのデータを活用し、融資申し込み手続を簡素化する仕組みや、タイムリーな資金調達を実現する新たな審査モデルの構築、中小企業の経営課題を解決するコンサルティングサービスなどを提供する体制を作り上げていく。

常陽銀行 フィンテックの活用でTKCとタッグ

ITを駆使して新たな金融サービスを生み出す「フィンテック」をこれまで以上に活用するように金融庁が促していることを受け、常陽銀行(水戸市)は4月20日、会計事務所情報サービスを提供するTKCと、フィンテックの活用方法に関して共同研究を行うことで合意した。

融資申し込みの簡略化へ

このほかTKCは、西武信用金庫(東京・中野区)ともフィンテックの共同研究に取り組み、4月18日に合意している。今後、新たなサービスを創出していくという。

メリービスとJOCが業務提携

会計・経理アウトソーシングサービスを運営するメリービス株式会社(東京・港区/工藤博樹社長)と、税理士事務所や中小企業の支援事業を展開する株式会社ジャパンオフィスコンサルティング(IIJOC)は4月8日、販売協力で合意し、業務提携したと発表した。



＝第6回＝ ジャーナリスト 田中 周紀

三和(現三菱東京UFJ銀行)や富士(現みずほ銀行)など都市銀行6行が、1990年3月以降の3年間に5年間に外国税額控除制度を乱用したとして、国税当局は重加算税や過少申告加算税を含めて総額100億円強を追徴課税した。

都銀の外国税額控除制度の乱用②

シンガポール支店を介在させた逃税

25万ドル)だ。都銀のシンガポール支店は少額の取引参加手数料をB社から受け取り、C社の預金を担保にB社に同額を貸し付けるが、この貸し付けで都銀が受け取る利息の利回りは年10・85%(同542万5000ドル)になる。

納税通信 専用ファイル 使いやすい 便利で手間要らず 半年用1部 2,100円(税送料込) エヌピー通信社

Table listing tax consultants and their contact information. Includes names like 原 澄雄, 神津 信一, 長島 正明, 山本 竜三郎, 山本 松郎, 山本 竹内 幸司, 秋元 弘一, 杉田 充伸, 中野 達夫, 芦原 孝 充.